

平成23年11月21日

株式会社 但馬銀行

## 外貨建定額個人年金保険「三大陸」の取扱開始について

株式会社 但馬銀行（頭取 倉橋 基）は、お客さまの幅広いニーズにお応えするため、平成23年11月21日（月）から、新たな外貨建定額個人年金保険商品の取扱いを下記のとおり開始しますのでお知らせいたします。

### 記

#### 一、商品内容

商 品 名	三大陸
引 受 保 険 会 社	メットライフ アリコ
特 徴	<ul style="list-style-type: none"><li>・契約時に運用する通貨（米ドル、豪ドル、ユーロ、円）を選択していただき、ご契約時の積立利率で、一定期間運用していただくことで、将来の年金原資額が選択いただいた通貨で確定します。</li><li>・ご契約時に3つのプランから選択していただけます。</li></ul> <b>【3つのプランの特徴】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・基本プラン ご契約時に運用通貨建で年金原資額が確定します。</li><li>・ターゲット設定プラン ご契約時に円による「目標額」を円貨での一時払保険料相当額の120%～160%の範囲内で設定していただき、契約日より3年経過以降「目標額」に到達した時点で自動的に据置期間付円建年金に移行します。</li><li>・定期引出プラン ご契約の1年後から毎年、運用通貨建の定期引出金（ご契約時の積立利率により確定）を円でお受取いただけます。また、選択いただいた通貨で年金原資額は一時払保険料相当額を保証します。</li></ul>
契 約 年 齢 （ 被 保 険 者 ）	0歳～満87歳
最低一時払保険料	米ドル：1万米ドル 豪ドル：2万豪ドル ユーロ：1万ユーロ 円：300万円

## 二、費用等

当保険にかかる費用等は、「保険関係費用」、「年金管理費用」、「外国通貨のお取扱いにかかる費用」の合計となります。また、解約、減額される方は「解約控除」がかかります。

保険関係費用	積立利率を決定する際に、所定の期間における指標金利の平均値に±1.0%を増減させた範囲内でメットライフアリコが定めた利率から最大1.37%の保険関係費用が控除されます。
年金管理費用	年金額に対して1.0%（2011年4月現在）を、毎年の年金受取時に控除されます。
外国通貨のお取扱いにかかる費用	<ul style="list-style-type: none"><li>・外貨建の保険料を円貨にてご用意される際には、各通貨ごとの為替手数料が必要になります。また、積立金の移転をされる際や外貨建の年金などを円貨で受取る際にも各通貨の為替手数料が必要になります。</li><li>・保険料を外国通貨で払込む際には銀行への振込手数料以外にも手数料をご負担いただく場合があります。また、年金などを外国通貨で受取る際にも手数料をご負担いただく場合があります。</li><li>・外貨交換レート（TTS）および円交換レート（TTB）は、中値（TTM）に対してそれぞれ差があります。</li><li>・「保険料円入金特約」および「円支払特約／年金開始後円支払特約」のレートも、中値（TTM）に対してそれぞれ差がありますので、その差額が特約適用時のご負担となります。</li></ul>
解約控除	解約・減額時に、積立利率保証期間・経過年数・通貨に応じて、積立金額に対して7.0%～0.5%が控除されます。

## 三、留意事項

- ・外国通貨建の契約は、外国為替相場の変動による影響を受けます。したがって、年金などの受取時または積立金の移転時における外国為替相場により円貨または各外国通貨のいずれかに換算した年金などの額が、ご契約時における外国為替相場により同通貨に換算した年金などの額を下回る場合があります。
- ・この商品は、当行を募集代理店とする引受保険会社の商品であり、保険契約の主体は引受保険会社と契約者本人（お客さま）となります。
- ・この商品は預金とは異なり、元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- ・本商品はクーリング・オフ制度の対象となりますが、期間に制限があります。
- ・ご契約前には「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」と「ご契約のしおり・約款」を必ずお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえご契約いただきますようお願いいたします。
- ・募集代理店の担当者は、お客様とメットライフ アリコの保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からのお申込み

に対してメットライフ アリコが承諾したときに有効に成立します。

以 上

<お問い合わせは> 0120-164-230 (フリーダイヤル)

受付時間 / 9:00~19:00

(土・日・祝日のほか、1月1日~3日、12月31日は除く)